幻想から覚醒するため

の善

知識

し、米国での業界調査によれば、利益を専有する第1手段は、秘密(守秘薬(ジェネリック)によって儲からなくなったと嘆く経営者がいます。しか製薬業界では、特許(物質特許)を金科玉条のごとくに扱い、特許切れ

知財)にすることで、 についての通説を見直すべきです。 特許はなんと第3位。もうそろそろ知財の保護活用

第 5 回 知財幻想 (その3:出願知財と非出願知財)

知財)の重要性非出願知財(出願によらない

に出願して産業財の出版には、図1に 権を持ちます 法で保護することのように出願せずに 不正行為に対して防衛的(相対的)排他 非出願知財は、この知財を盗用する等の する攻撃的(絶対的)排他権を持ちます。 願知財は、この知財を侵害する者を排除 ち、独占的利益を確保する手段です。 す。これらは 保護する非出願知財の2種類がありま 管理して守秘知財として不正競争防止 ことや設計・製造・ノウハウ情報を秘密 作知財として著作権によって保護する 出願知財と、創造的な思想等の表現を著 願して産業財産権と れも排他独占権を持 して保護す 特許庁

類の知財について目的と費用対効果を 考慮してバランス良く運用をすること 知財マネジメントの基本は、この2種

> に軽視されています まずは出願(知財)という出願パラダイ ムが強く刷り込まれ、非出願知財は極端 にあります。しかし現状は、開発すれ

代になった。そうしないと外国企業やラ 据えて出願を厳選すること、つまり特定 長官らが昨年出版した『知財立国が危な 非出願知財の重要性を明言して バラバラに管理している企業が多い。そ て、日本では特許、営業秘密、著作権等を イバルに情報を公開することになる。」と の発明や技術はブラックボックス化し、ノ る。しかし、今や事業化と特許の特性を見 して技術開発に成功すると何でも出願す い』で、「日本企業の知財戦略の課題とし 知財立国の立役者である荒井元特許庁 ハウとして秘匿しなければならない

(出願の可否判断) 知財のリスクとは

そもそも出願知財の代表である特許

画 していない国では権利行使できない反権制度が国ごとの制度であるため出願 らり **・。 * ・ ところで、裁判まではしないが競合相 出願リスクとは、特許制度等の産業財産 費用に加えて『出願リスク』があります。 もあります。しかし、この戦略にも出願 、出願すれば出願日から

それは特許侵害品を市場から排除しては何のために出願するのでしょうか? 断が求められます 侵害者から足元を見られないためにも 終わることはありません。企業や大学は 判費用は年間で億円単位かかり で特許を取り侵害者を訴えると、その裁世界の特許裁判の90%が争われる米国 侵害調査や裁判費用を準備しなければ 執行されます。これを権利行使と言いま 独占的利益を獲得するためです。この侵 この前提に立った出願の厳正な可否判 みが攻撃的排他権を行使できるわけで、 この権利行使費用を確保して出願して ので権利行使できず意味をなしません。 なりません。この費用を確保(担保)しな 的措置(差し止め・損害賠償命令)により 害品の排除は、最終的に裁判によって法 いますか?この費用を確保した特許 [、]が、出願費用に比して十倍以上かかる 出願は、張子の虎・不発弾のようなも 年で 0)

1・5年で特

され、出願してい許庁サーバーか 特許情報が世界に公開され軍事転用 願から20年で特許権が満了になること と、無効にされるリスクがあること、出 を指します。日本の核濃縮技術に関する できること、改善のヒントを与えるこ スクになっていることも由々しき問題 から全世 ない国では自 玉井 誠一郎先生の略歴 大阪大学工学部·同大学院卒。 パナソニック㈱にて情報機器等の研究 内容が公開 開発事業責任者と半導体知財戦略TF 日に実施 統括、大阪大学客員教授等を歴任。 著書:知財インテリジェンス、知財戦略 経営概論等。博士(学術)

守秘知財の比較開示知財(出願知財)と

として指摘しています

です。荒井元長官はこれらを出願リスク

であり、本体の表現を保護する著作権で 創造的思想やアイデアの本体そのも は保護されません。これを保護する方法 設計・製造・ノウハウ等の技術情報は、 0

図1 知財には2種類ある		
P12016 © S.Tamai		
出願知財と守秘知財の比較		
	出願知財(特許の場合)	守秘知財(設計・ノウハウ等)
特 徴	知財の攻撃的排他権による独占 (実体商品に関係なく権利のみの行使可)	知財の防衛的排他権による独占 (実体商品に即した不正行為の防止)
法 律(準拠法)	特許法	不正競争防止法 特許法第79条(先使用権)
権利行使力	差し止め+損害賠償	差し止め+損害賠償+刑事罰(懲役)
保護期間	出願から20年	制限無し
出願及び登録・維持コスト	大(数十万円~)	小 (千円~)
権利行使コスト	大(侵害調査・裁判費用は出願費用の数 十倍以上、米国では数億円かかるが、 中小企業や大学は確保が困難)	小 (警察の協力が得られる等)
リスク	・出願後1.5年で世界公開(公開リスク、 出願していない国では権利行使不可) ・無効化リスクや開発のヒントを与える	特にリスクなし(先使用権への対応)
その他	営業秘密管理が別途必要	開示していないのでいつでも特許出願可
総合評価	Δ	©
守秘知財が極めて重要! → ドイツ企業の強さの秘密		

知財に2種あり: 出願知財(攻撃的排他権)と非出願知財(防衛的排他権)

民事(差し止め、損害賠償)

・出願リスク有り(出願後1.5年で世界公開)

出願権利化及び権利維持費用は高額

民事(差し止め、損害賠償)+刑事

・出願リスクは無く、いつでも出願可能 ・知財化費用及び維持費用は桁違いに安価

・ 著作物を創作した証拠が重要

秘密情報管理は必須

特許は20年で満了、無効リスク)

出願知財

知的財産権

(知財)

排他独占権 を持つ財産権 開示知財

特許、意匠、商標等)

著作知財

(著作権:表現の保護)

守秘知財

(不正競争防止法: 営業秘密等の保護)

(産業財産権

非出願知財

図2 出願知財と守秘知財の比較

言う)や非出願知財の守秘知財(ブラッ たものは公開されるので開示知財とも は、出願知財の代表である特許(出 図2は、この比較表です。結論から言 クス化情報とも言う)です 願し

継続できます。有名なのはコカ・コーラ にしておけば出願知財(特許等)に比べえば、守秘知財は情報の秘密管理を適正 ても先使用権制度を活用すれば事業を ていた発明を第三者が特許にしたとし ことです。仮に守秘知財にして秘密にし て格段にコストパ 製造方法ですが、事業を実施していて フォマンスが高い れます。

願しても費用や出願リスクのみがかか が肝要です。まだ市場も無いのに特許出 学を含めて先端技術成果は出願の時期 が花開く時期に必要であれば出願する まずは守秘知財にして適正管理し、市場 のが好ましいと考えます ることになります。従って、開発成果は つでも特許出願することができます。大 もその作り方は公開していないので、

害賠償)に加えて刑事罰(懲役)が科せら 競争防止法によって民事(差し止め・損 この守秘知財を盗用した場合は、不正 知財保護を合衆国憲法第 1条に

術盗用事件を踏まえ、2015年に不正日本でも新日鉄住金や東芝等同等の技 官を配置するとのことです。裁判にお られます。全国の主要警察署に専門 け出て刑事訴追することが有効と考え 競争防止法が改正され、罰則強化や非親 社の関係者に民事に加えて懲役20年 知財の盗用に対しては、まずは警察に届 告罪になりました。これからは、非出願 上が科せられるとの報道がありました。 科せられます。近時米デュポン社のアラ 明記する米国では、情報盗用には重罰が ド繊維技術を盗用した韓国クー ロン

> 侵害を推定するように原告有利に変わ ても盗用された証拠があれば、裁判所

ません。 防止には守秘知財の実効的な運用が最 も有効で、 不正競争防止法は、基本的に諸外国に備 る点は注意)、人を通じた情報流出等の わっており(国によって多少運用が異な 守秘知財を保護する 出願知財だけでは事業を守 る先使用 権制度や

パラダイムシフト出願から非出願への

用すべきです。 のトータルでマネジメントし、商標や著等に扱い、知財を出願知財と非出願知財 作権等と組み合わせて統合的に保護活 す。出願知財1件も非出願知財1件も同 ます。これまでの主従逆転、出願パラダ 知財の比率は、1:90位になるかと思い 守秘知財で保護する。出願知財と非出願 護は出願しかありませんが、それ以外は イムから非出願パラダイムへの変革で 解析によって容易に分かる発明の

許品質問題を含めて、 護されているためと考えます。前回 技術伝承によって、技能やノウドイツ企業の強みはギルド 時期に来て う商用化に必須の非出願知財情報が は厳選すべ ウ 情報が保 制による き特

次回は、本稿の続編を論考します。